# 大和国三輪の玄賓僧都伝説

#### はじめに

の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲収)。玄賓(七三四~八一八)は、桓武天皇(在位七八一~八〇六分八八八)は、桓武天皇(在位七八一~八〇六分八八八)は、桓武天皇(在位七八一~八〇六没)・平城天皇(在位八〇六~八〇九病により譲位。八二四没)・嵯峨天皇(在位八〇九不らず、世俗的な名声を厭い、都から離れた土地に隠遁する道を選んだ。このような姿勢から、後代、玄賓は隠徳の聖の理想像ととらえられ、数々の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の記話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の記話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲の説話が生み出されている。

賓庵略記」という縁起が伝わっている。と三輪明神とのやりとりが描かれている。また、三輪の玄賓庵には「玄集には玄賓が三輪に隠棲していたことが記され、謡曲「三輪」には玄賓集されている玄賓庵という寺院がある。『発心集』や『古事談』等の説話大和国三輪(現在の奈良県桜井市)には、玄賓が一時隠棲していたと伝

本稿は、謡曲「三輪」や「玄賓庵略記」などの関連資料を参考にしな

大和国三輪の玄賓僧都伝説

原田信之

を目的とする。
⑤
がら、大和国三輪の玄賓僧都伝説をめぐる諸問題について考察することがら、大和国三輪の玄賓僧都伝説をめぐる諸問題について考察すること

### I 三輪と玄賓

の薨去後あまり遠くない時期に成立した」と推定されているから、少な 弘仁五年は大僧都の玄賓が備中国湯川寺に隠遁したとされる年であり、 時に辞退して歌ったものが「三輪川」の歌だと記されている。 る。『江談抄』では弘仁五年 流 めぐる伝承が成立していたらしいことがうかがえる。 くとも玄賓が亡くなって約二百年後の平安時代末期頃には玄賓と三輪を 年代が混乱していることがわかる。『江談抄』は「十二世紀の初め、匡房 が玄賓と三輪の関係を広める大きな役割を果たしてきたように思われ 藤原実兼(一○八五~一一一二)が筆録したとされる『江談抄』 あるが、古いものとしては、大江匡房(一〇四一~一一一一)の談話を か。玄賓と三輪との関係を記した確実な記録は伝えられていないようで 古本系『江談抄』に「弘仁五年玄賓初任」律師」。辞退歌云。三輪川清 玄賓が三輪に隠棲していたという伝承は、 「洗デ衣袖「更不」穢云々」という記述がある。ここに記されている歌 (八一四) に玄賓が初めて律師に任じられた いつ頃成立したのであろう しかし がある。

この「三輪川」の歌は寛弘九年(一○一二)頃の成立とされる藤原公任

と下の句に異同があり、「玄賓」の名が記されていない諸本が多い。「みわがはのきよきながれにすゝぎてしわがなをさらにまたやけがさん」世紀初めには知られていたことがわかる。ただし、『和漢朗詠集』下では(九六六〜一○四一)撰『和漢朗詠集』下に収載されていることから、一一

いことがうかがえる。

いことがうかがえる。

いことがうかがえる。

の歌は玄賓の歌として知られるようになったらしり降、この「三輪川」の歌は玄賓の歌として知られるようになったらし一一七七)著『袋草紙』に「玄賓僧都、三輪川のきよき流れにすすぎてし一一七七)著『袋草紙』に「玄賓僧都、三輪川のきよき流れにすすぎてしまた、保元三年(一一五八)頃の成立とされる藤原清輔(一一○四~

ほとりに、僅かなる草の庵を結びてなむ思ひつつ住みけり。けれど、世を厭ふ心深くして、更に寺の交はりを好まず。三輪河の昔、玄敏僧都と云ふ人有りけり。山階寺のやむごとなき智者なり

ければ、遁るべき方なくて、なまじひに参りにけり。桓武の御門の御時、此の事聞こしめして、あながちに召し出だし

大僧都になし給ひけるを辞し申すとて詠める。されども、なほ本意ならず思ひけるにや、奈良の御門の御世に、

三輪川のきよき流れにすすぎてし

衣の袖をまたはけがさじ

とてなむ、奉りける。

無くて日比へにけれど、彼のあたりの人は云はず、すべて、世の嘆く失せにけり。さるべき所に尋ね求むれど、さらになし。云ふかひかかる程に、弟子にも使はる人にも知られずして、いづちともな

きにてぞありける。

輪隠棲説話である可能性が高いように思われる。 肉付けをして成立したのが『発心集』(もしくは『古事談』)所収の玄賓三 されている「三輪川」の歌をめぐる簡略な説話が元となり、それに少し あろうか。現在残っている資料類から単純に考えると、『江談抄』に記載 た場合、作者(編者)はどのようにして三輪の玄賓隠棲説話を知ったので 定していない。仮に『発心集』(もしくは『古事談』)が先行していたとし れているが、『発心集』と『古事談』の先後関係についての学説はまだ確 の成立とされる源顕兼(一一六〇~一二一五)編 なお、これと同文の説話が建暦二年 (一二一二) ~建保三年 (一二一五) 頃 詠んで辞退してどこかへ姿を消してしまったことなどが記されている。 輪川のきよき流れにすすぎてし衣の袖をまたはけがさじ」という和歌を 無理に呼び出されて仕方なく参上したこと、大僧都に任命されたが「三 僧都が三輪川のほとりに草庵を結んで隠棲していたこと、 この部分に、 山階寺 (興福寺) の学僧であった玄敏 『古事談』 (通常は玄賓と表記) 桓武天皇から 巻三に収載さ

をしていたという説話、 ての玄賓の位置づけはますます強くなっていったようである。 説話が同文で所収されている。これらの説話の登場により、 いないが、それ以外の三輪隠棲説話、 所収されている。『古事談』では、『発心集』の不浄観説話は所収されて 不浄観の事」に玄賓が不浄観により煩悩を退けたという説話がそれぞれ 一一二「同人、伊賀の国郡司に仕はれ給ふ事」に玄賓が伊賀の国で馬飼 事」の後半に越の国で玄賓が渡し守をしていたという説話があり、 が所収されている。『発心集』では、巻第一―一「玄敏僧都、 なお、 『発心集』や 『古事談』には、三輪隠棲説話以外の玄賓関連説 卷第四—六「玄賓、 越の国渡し守説話、 念を亜相の室に係くる事 伊賀の国馬飼 隠遁聖とし 遁世逐電

## Ⅱ 謡曲「三輪」と大神神社

輪 とあり、 未詳であるが、『能本作者註文』 曲 む玄賓と三輪明神とのやりとりが描かれている。 **『古事談』** 三輪と玄賓にかかわるものとして現在最も良く知られているのは、 「三輪」であろう。 が作成されたらしいことがわかる。 寛正六年(一四六五)の演能記事があることから、 に玄賓三輪隠棲説話が収載されてから約二百年後に謡曲 謡曲「三輪」には、 等に世阿弥 (一三六三?~一四四三?) 大和国三輪の山のふもとに住 謡曲 「三輪」 『発心集』 の作者は 作 Þ 謡

を述べる。最初にワキの玄賓僧都が登場し、次のような名ノリ述べることにする。最初にワキの玄賓僧都が登場し、次のような名ノリ者、後シテ・三輪明神である。以下、謡曲「三輪」のあらすじを簡単に謡曲「三輪」の登場人物は、ワキ・玄賓僧都、シテ・女、アイ・所の

候はば、いかなる者ぞと名を尋ねばやと思ひ候。もこの程樒閼伽の水を汲みてこの僧に与ふる者の候。今日も来りてこれは和州三輪の山蔭に住まひする、玄賓と申す者にて候。さて

この最初の名ノリの部分で、玄賓が大和国三輪の山のふもとに住んでこの最初の名ノリの部分で、玄賓が大和国三輪の山のふもとに住んでの表で、自分のところに樒を摘み閼伽の水を汲んで持ってくる者がいること、自分のところに樒を摘み閼伽の水を汲んで持ってくる者がいるとと、自分のところに樒を摘み閼伽の水を汲んで持ってくる者がいるな変情都にいつも樒を摘み閼伽の水を汲んで持ってくる者がいるなで、自分のところに樒を摘み閼伽の水を汲んで持ってくる者がいるなでに与える。

その後、三輪の大明神に参った所の者(アイ)が、御神木の杉の木に玄

大和国三輪の玄賓僧都伝説

で差し上げ、御衣を御所望になったのであろうと述べる。で末世の衆生済度のために女の姿となって毎日樒を摘み閼伽の水を汲ん述べると、所の者が、それは疑いなく三輪大明神で、玄賓僧都が尊いのが、樒を摘み閼伽の水を汲んで来てくれる女に自分の衣を与えたことを賓の衣が掛かっているのを見つけ、玄賓に知らせる。それを聞いた玄賓

玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄濱が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄濱が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄濱が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄濱が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄濱が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、玄濱が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、

すために、意図的にこの歌を利用したものと推定される。 は間ふ人もなし」として収められている歌である。「悲しけれ」「あはといふ寺にて 僧都玄賓/山田もるそほづの身こそあはれなれ秋はてぬれば、訪う人もなし」という歌を詠む様子が描かれているが、これは、これば問ふ人もなし」という歌を詠む様子が描かれているが、これは、正は、「言輪」では、玄賓が「山田守る僧都の身こそ悲しけれ、秋果て

歌は、『江談抄』巻一に記されている「三輪川ノ渚ソ清キ唐衣クルト思ナた「三つの輪は、清く清きぞ唐衣、くると思ふな取ると思はじ」というの褄に金色の文字で歌が書いてある場面があるが、衣の褄に書いてあっまた、玄賓が三輪明神のもとに行き、杉の木に掛かっていた自分の衣

て創作したらしいことがうかがえる。

て創作したらしいことがうかがえる。

な変と見られる。『江談抄』では、カーリーによって他国に赴く時に)玄濱が道で行き会った女に衣をもらった際にはったとされ、さらにこの歌は三輪明神が詠んだことになっている。こからでとされ、さらにこの歌は三輪明神が詠んだことになっている。こからでとされ、さらにこの歌は三輪明神が詠んだことになっている。「江談抄」ではエットヲモハシ」という歌をふまえたものと見られる。『江談抄』ではエットヲモハシ」という歌をふまえたものと見られる。『江談抄』では

の里の 内に保存されている)。 かっていたとされる「衣掛の杉」がある(現在は枯れているため株だけが境 庵は「檜原谷」にある)。また、奈良県桜井市三輪の大神神社 記されていた隠棲地が、一五世紀に作成された謡曲 る。一三世紀に作成された『発心集』では「三輪河のほとり」と漠然と 賓三輪隠棲説話が時代とともに増補改変されていった様子がうかがえ んじゃ)には、謡曲 この謡曲 「檜原の奥」に住んでいたと範囲が狭められている(現在ある玄賓 「三輪」 「三輪」で玄賓が三輪明神の化身の女に与えた衣が掛 の内容から、『発心集』 ゃ 『古事談』に収載された玄 「三輪」では、三輪 (おおみわじ

してゆくことになったと推定される。 本地垂迹説や三輪流神道説をからませて作成された謡曲「三輪」の内容が核となってさらに詳細なものへと発展ものとなっている。謡曲「三輪」成立後、玄賓三輪隠棲伝説は新たな段本地垂迹説や三輪流神道説をからませて作成された謡曲「三輪」の内本地垂迹説や三輪流神道説をからませて作成された謡曲「三輪」の内

### Ⅲ 玄賓庵と玄賓庵略記

地についての具体的な記述がみえるようになる。中世に謡曲「三輪」が作成された後、近世に入ると地誌類に玄賓隠棲

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

「発心集」と出典を示す割注を付している。

分を引用する。 次に秋里籬島著『大和名所図会』巻四「玄賓庵の旧趾」の項の前半部

世の塵埃に染る事をさけ、解脱の空門にいましけり。(後略)嘗て玄賓僧都こゝに隠れて、白雲を枕にし、風は月と共に清うして、水こゝにあり。山空うして常に松子落ち、谷幽にして人跡稀なり。社より十町ばかりにして、日原社より一町東にあり。庵の跡下樋の玄賓庵の旧趾は三輪山の北、檜原谷にあり一名玄賓谷といふ。本

卷四 子を描いた「玄賓庵」の絵が収載されている。さらに、『大和名所図会』 ことなどが記されている。 趾」の項には、 となどを『元亨釈書』や『発心集』を引用しながら記している(「釈書 に無理に呼ばれて仕方なく参上したこと、越の国で渡し守をしていたこ で河内国の人であること、三輪川のほとりに隠棲していたこと、 の水が流れ、人跡稀な地であること、かつて玄賓僧都がここに隠棲した (一名玄賓谷) にあること、三輪社より十町・日原社より一町東にあり、 である。この項の前半部分には、 「発心集」と割注を付している)。 また、『大和名所図会』 『大和名所図会』は、寛政三年 「三輪社」の項には「衣掛椙」の条があり「右の方に大木の杉あり 川のほとりの草庵で玄賓らしき老僧がくつろいでいる様 引用を省略した後半部分には、 玄賓庵は三輪山の北に位置する檜原谷 (一七九一) に刊行された大和国 巻四「玄賓庵の旧 玄賓は弓削氏 桓武帝 ロの地誌

社」の絵の中にも「衣掛杉」の名称と杉の木の絵が描き込まれている。玄賓僧都の衣をかけ給ふ所なりといふ。」と記されている。そして、「三輪

う縁起が伝えられている。

「大和名所図会」巻四の記述から、一五世紀に作成された謡曲「三輪」の内容が着実に浸透し、「玄賓庵」や「衣掛け杉」が三和名所図会」に記された「玄賓庵」という名称や「衣掛杉」の名称と逸輪の名所として紹介されている様子がうかがえる。一方、一八世紀の『大和名所図会』に記されているは記されていない点も注目される。現在、三輪には玄賓庵(げんぴあん。奈良県桜井市大字茅原三七三)と称される寺院がある。玄賓庵には「玄賓庵略記」(げんぴあんりゃっき)といるが、一七世紀の『大和名所図会』巻四の記述から、一五世紀に作成さるの一八世紀の『大和名所図会』巻四の記述から、一五世紀に作成さるの一八世紀の『大和名所図会』巻四の記述から、一五世紀に作成さ

た)。 察の都合上、便宜的に記号A~Fを付した。傍線·丸括弧内の注記も原田が付し察の都合上、便宜的に記号A~Fを付した。傍線·丸括弧内の注記も原田が付し字等は原則として通行の字体に改め、句読点・濁点を付した。(なお、考次に、「玄賓庵略記」(玄賓庵所蔵本)の全文を引用する。旧字体・異体

### 玄賓庵所蔵【玄賓庵略記】全文

- Α 賞他にことなるを拝辞し、すみやかに居をさけ此檜原の奥に膝をい 験有て玉体たちまち常のごとくならせ給ふ。叡感ななめならず、 不豫の事ありて、勅使くだりて加持あらむとの仰あり。 篤くうれひ、 幽賾に通じ、其芳声都鄙に震ふ。然ども浮世を深く厭ひかつ僧官を るがゆへ、永く其名を伝ふ。僧都姓は弓削、 るるの草廬を結び、 に入てより嗚聲福寺の、三論(法相ヵ)宗の碩徳とあふかれ、 和州式上郡三輪山檜原谷玄賓庵は、そのかみかの僧都山居 跡を伯耆の国に遠く隠せり。時に人皇五十代桓武帝御 朝夕怠なくただ苦修練行、 河州の産にて、 としをつみ給ふ。 其時呪力神 瑜伽唯識の 山階寺 心の地な 給
- みは河の清き流にすすぎてし衣の袖をまたやけがさむ B そののち五十一代平城天皇の勅有て宮中に招請し給ふ時、

大和国三輪の玄賓僧都伝説

河のわたし守となりて月日を送り晦跡をあまなひ給ふとき、一人の如此朗吟して此檜原をもすみ捨、越路のかたにのがれくだりて、一とつ国は水原きよし事しげき都のうちはすまぬまされりとの高詠叡信ます ( ~浅からず、大僧都に任じらるべきとありければ、

水をくみて閼伽に供す。有ときかの女僧都の故衣を乞ふ。求めに応さきに檜原の幽居をしめ給ふ時神女来りてあかつきことに下樋の

徒弟はからずこの物色をひそかに見とめけるをとみに察し、

又他郷

にけすがごとく身をかくさる。

此とき神女よろこび眉宇にみつ。僧都すみところをとふに、三の輪の清き渡にから衣とるとおもふなやるとおもはじじ一領施與あるとてかく、

るかな、明神師の徳をしたひ給ひて現形有けるなるべし。此一株老杉の枝にかの衣かかりて僧都の一詠金字あざやかに書せり。奇かくこたへおはりて所在を失す。翌日明神へ詣せらる、とき社前恋しくは訪ひ来ませ我宿はみわの山もと杉たてる門

正路をとひ給ふとて、

D 又有時僧都社参のあした路辺の田中にて菜をつむ美婦あり。試に

今に枯朽せずして衣掛の杉と号す。

と吟唱したまへばかの婦人、
うつせみのもぬけのからに物とへばしらぬ山地もおしへざりけり

居の右のかたの茶店の旧地なりとぞ。をむすびたまへるものならむか。玄菜をつみけるところは則一の鳥かく返詠を呈して後の在所をみず。神のかりに現し出で僧都と法縁かしゆへとも真の道はよもゆかし我をみてたにまよふその身は

やしなふ。秋にいたれば、里人やま田のあれなむをうれひ僧都を労僧都のちには備中国沼多(哲多ヵ)郡の山中に一廬を営み、道体を

Е

して猿鳥をおどろかしむ。

F 跡を仰ぎ故庵を失はず、 給ふなるべしと、 させ給ひて法資たくひあらず。 なきは我よくすべきにあらず。ひとへに後人の添削をまつのみ。 る所ばかりそこはかとなく此略記一篇をかひつけ侍る。文義のつた ゑた葉繁茂して一千年の星霜を経ぬる迄、天地とともに永く存せり 行状かの寺の縁起にも委く記せるとぞ。彼倒にしられたる枝、 八十有余にして庵前の地に檜木の枝を倒にさし入、一笠をかけ迭鞋 此一首はかの山中にての歎詠なりとぞ。この歌 双を脱をきその去所をしらずといふ。思ふに是現身都率に生天し 記にのこれることども、 地に棲遅し給へりとなむ。 、瑞符節を合せたるごときをや。 此地衣かけの老杉山海西来千里地こと也といへども、 山田もるそうつの身こそ悲しけれ秋はてぬればとふひともなし 五十二代弘仁帝篤く師の道風を貴み給ひ、 有信探勝の道俗時々尋来りて、僧都の成跡をとひけるゆへ、 諸人拝信の頭をかたむけ、るとなり。 一寺を締構し号して湯川寺とい かつ日ごろ聞およぶ説々、 人寰たたりかかる岑寂の深谷たりとい そののち弘仁九年六月己巳の日寿算 行賀僧都も師の旧蹤をしたひて、 毎歳恭くも宸翰を染 『続古今集』にい やや心に記せ 信べし、 <u>ئ</u>چ 其後貴賤遺 僧都の 今に 其

正二位前権大納言墨墨

識宗 九「釈玄賓」の項や、 A部分は、元亨二年 かは不明である。 利用して作成された可能性が高い。 は明らかに ので、「玄賓庵略記」 の僧である。 「法相宗」の誤記である。玄賓は三論宗ではなく法相宗 元亨二年 また、傍線部 一方、 作者が直接『元亨釈書』 『発心集』 (一三二二) に成立した虎関師錬 応永一三年 第一——「玄敏僧都、 「三論宗の碩徳」とある部分の「三論宗 ただし、 (一四〇七) ~文安三年(一四四六) や 同文的な引用をしていない 『発心集』 遁世逐電の事」を 『元亨釈書』 を見たかどう 巻第

国伝記』の誤記をそのまま利用して記された可能性がある。 ノ玄賓僧都ハ三論宗ノ碩徳也」という記述があることから、傍線部は『三頃成立とされる『三国伝記』巻四―六「玄賓僧都遁世ノ事」に「山階寺

きあめのしたにはすまぬまされり」のどれとも合致しない。 御代には住まぬまされり」、『古今著聞集』「外つ国は水草きよしことしげ 独自の記述をしている。 出て越路に隠遁して渡し守になり、さらにそこから他郷に身を隠したと 玄賓は大僧都に任じられた際に「とつ国」の歌を詠み、三輪檜原の地を 之君カ都ハ不在住マサレリ」、『閑居友』 「とつ国は山水清しこと繁き君が シ事多キ君カ都ハ不住サリケリ」、『僧綱補任裏書』 「外国ハ山水清之事多 B部分で不明なのが「とつ国」 B部分は 『発心集』 巻第一―一を利用して作成されたと推定され の歌の出典で、 『江談抄』「外国 B部分では、 ハ山 水清 3

成立は安政四年以前ということがわかる。
七月二四日落雷によって折れたということであるから、「玄賓庵略記」の記されている点である(傍線部)。この「衣掛の杉」は安政四年(一八五七)注目されるのが大神神社境内にある「衣掛の杉」が今も枯れずにあるとて部分は謡曲「三輪」を利用して作成された可能性が高い。C部分で

たものと推定される。立れる。この伝説は謡曲「三輪」成立後、大神神社周辺で新たに成立し掛け杉伝説」の他に「神女菜摘み伝説」があったことがうかがえ、注目かつて女が玄菜を摘んだ所だという (傍線部)。かつては大神神社に「衣伝説が記されている。大神神社の一の鳥居の右側にあった茶店の旧地が口部分では田中で菜を摘む美婦 (神の化身)と玄賓との歌のやりとりの

郡」は「哲多郡」の誤記とみられる。「庵前の地に檜木の枝を倒にさし多郡」はなく、玄賓は「哲多郡」に隠棲したとされているので、「沼多E部分は備中国湯川寺での玄賓の逸話を記している。備中国には「沼

伝えられている。「彼の寺の縁起」とは「湯川寺縁起」をさすとみられる川寺周辺の伝承では「白檀木」とされ、この木が枯れたのは明治初年と 年」となる文政元年(一八一八)に近い頃の成立であることがわかる。 と記されていることから、「玄賓庵略記」は少なくとも玄賓寂後「一千 ていた可能性が高いように思われる。また、「一千年の星霜を経ぬる迄! 湯川寺にある玄賓由来の「木」がまだ枯れずに存在していることを知っ と誤認している)。「今にゑた葉繁茂して」と記した「玄賓庵略記」作者は、 玄賓入滅後一千年を記念して建立された「僧都千年供養塔」と彫られた ていたが実物は見ていなかったと推定される。E部分で特に注目される が記されているので、「玄賓庵略記」作者は「湯川寺縁起」の存在は知っ が、寛文一二年(一六七二)成立の「湯川寺縁起」には「白檀木」のこと は伝わっていない。E部分では玄賓がさしたのは 石碑がある(「湯川寺縁起」は弘仁九年〈八一八〉の玄賓寂年を弘仁四年〈八一三〉 市土橋寺内に位置している湯川寺の本堂の前には文化九年(一八一二)に に永く存せり」と記されている傍線部の記述である。現在の岡山県新見 のが、玄賓がさした木が繁って「一千年の星霜を経ぬる迄、 伝承はあるが、笠をかけ迭(たがいに)草鞋一双を脱ぎ置いたという伝承 笠をかけ迭鞋一双を脱をきその去所をしらずといふ」という部 現在の湯川寺周辺では、玄賓がさした枝が大木になったという 「檜木」とあるが、 天地ととも 湯

F部分は縁起作者が執筆した部分と推定される。

記 天皇の天明六年 政六年(一七九四)五月十日に七四歳で薨じている。玄賓庵蔵 藤原基香の男子で、 一七九四)とみられる。 末尾の「正二位前権大納言」は、前権大納言であった藤原基衡(一七二一 が収めてある文箱上蓋の表書きには (一七八六)に出家 桜町天皇の延享元年(一七四四)に参議となり、 『公卿補任』によれば、藤原基衡は前権大納言 (法名澄観・前権大納言正) 「玄賓庵略記 正 一位 一位薗大納言 「玄賓庵略 寛

年の作かと推定される。
本の作かと推定される。
とこれる。基衡が作者だとすると、出家以降の晩めら、「玄賓庵略記」の作者は藤原基衡で、玄賓庵蔵本は基衡自筆本であから、「玄賓庵略記」の作者は藤原基衡で、玄賓庵蔵本は基衡自筆本であるので「薗大納言基衡卿」と記されたことがわかる。これらのこと基衡卿御筆」と記されている。基衡は藤原氏の「園氏」の系譜に連なる

#### 結 語

ることとする。
以上で、大和国三輪の玄賓僧都伝説についての筆者なりの考察を終え

玄賓三輪隠棲伝説はより詳細なものへと発展していったようである。菜摘み伝説」が成立していたらしいことがうかがえた。時代とともに、和名所図会』では「衣掛け杉」が名所の一つとされていることが確認され、一八世紀末の「玄賓庵略記」では「衣掛け杉伝説」に加えて「神女輪隠棲説話がより具体的に記され、一五世紀の謡曲「三輪」では三輪流輪についてふれられて以降、一三世紀初めの『狂談抄』で玄賓と三輪との関本稿での検討により、一二世紀初めの『江談抄』で玄賓と三輪との関

廃せしか寛文七年比丘宴光中興す、 に仏堂の存在を禁せられしに依り、 ここに移せり。 かに人跡至る罕なり弘仁中僧玄賓草庵をここに結ひて隠遁す、 所轄明王院の末寺なり。古は三輪山の北檜原谷にあり、 庵」の項に「小字、 三輪の玄賓庵について、 後ち其遺蹟に大日如来を安置し之を玄賓庵と称す、 (中略) ゲンピン谷にあり、 此地は元大神神社の境内なりしか、 大正四年に刊行された『磯城郡誌』の 後維新の初め神仏混淆の禁止により 明 真言宗古義派高野山金剛峯寺 治元年今の地に移転し、 其地山深く谷幽 維新の際神地 因て玄賓 中ころ荒 「玄賓 境内

西略記」の存在から、江戸時代末期における玄賓庵の格の高さがうかががを建立したが、明治の廃仏毀釈時に旧跡より一四間(約二五メートル)立賓庵の沿革によれば、廃仏毀釈時に旧跡より一四間(約二五メートル)立賓庵の沿革によれば、廃仏毀釈時に旧跡より一四間(約二五メートル)立て地に移じたという。また、「基衡卿御筆」とされる玄賓庵蔵「玄賓庵略記」の存在から、江戸時代末期における玄賓庵の格の高さがうかが、立て地に移じたが、明治の廃仏毀釈の際に今の地に移されたことがわかる。立て地に移したが、明治の廃仏毀釈の際に今の地に移されたことがわかる。立て地に移したが、明治の廃仏毀釈の際に今の地に移されたことがわかる。この記述が、一直に成る大学を表演の表演という。

#### 主

字体に改めた。〕 〔本稿における諸資料よりの引用文中、旧漢字・異体字は原則として通行の

- 者)とある。 四十四、架3016/号2)の該当部分には、「六月十七日入滅」(傍点筆四十四、架3016/号2)の該当部分には、「六月十七日入滅」(傍点筆七八頁)。東京大学史料編纂所蔵『僧綱補任』(原蔵興福寺、影写明治内国人。俗姓弓削連。〔宋]八十五〕―」(『大日本仏教全書』第一二三冊、内国人。紹姓弓削連。〔宋]八十五〕―」(『大日本仏教全書』第一二三冊、
- 形成――」(同氏『中世仏教説話の研究』勉誠社・一九八七、所収)、ほ形成――」(同氏『中世仏教説話の研究』勉誠社・一九八七、所収)、ほ出舊との原型――玄賓像の世説話文学の研究 上』桜楓社・一九八二、所収)、渡辺貞麿氏「玄賓説世説話文学の研究 上』桜楓社・一九八二、所収)、渡辺貞麿氏「玄賓説で九七四・二二)、原田行造氏「玄賓説話に託した編者の意図」(同氏『中一九七四・二二)、原田行造氏「玄賓僧都観の変遷」(「園田学園女子大学論文集 第九号」
- ③ 興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に、大僧都の玄賓が「遁去住

備

- 多郡,」(『新訂増補国史大系』)とある。 仏道部十二・高僧の弘仁七年八月二十日の項に「玄賓法師住,|備中国哲中国湯川山寺,」(『大日本仏教全書』)とあり、『類聚国史』第百八十五・
- 二二八・二二九号」二〇〇九・三)、ほか。 (二〇〇七・一二)・「岡山県高梁市中井町の玄賓僧都伝説」(「岡山民俗 第見 市の 玄 賓 僧 都 伝 説 」(「新 見 公 立 短 期 大 学 紀 要 第 二 七 巻 」 「一〇〇七・一二)・「岡山県高梁市中井町の玄賓僧都伝説」(「 岡山県新説」(「唱導文学研究 第四集』三弥井書店、二〇〇四・一〇)・「岡山県新説」(「唱導文学研究 第四集』三弥井書店、二〇〇四・一〇)・「岡山県新説」(「唱導文学研究 第四集』三弥井書店、二〇〇四・一〇)・「岡山県新説」(「唱導文学研究 第四集』三弥井書店、二〇〇四・一〇)・「岡山県新説」(「編中国湯川寺における玄賓伝説」(「新見女子短期大学紀要) 原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」(「新見女子短期大学紀要)
- 奈良県桜井市での調査は、平成二四年(二〇一二)に行った。
- ⑤ 『古本系江談抄注解』(武蔵野書院・一九七八)、二七一頁。
- (『大日本仏教全書』第一○一冊、五一七頁)とある。 高僧伝』には玄賓が「弘仁五年=+今年辞」職籠, 居本寺備中国誓多山寺,。」高僧伝』には玄賓が「弘仁五年=+今年辞」職籠, 居本寺備中国誓多山寺,。」 興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に、大僧都の玄賓が「遁去住, 備中
- 新版一九八四、所収)。 ⑧ 篠原昭二氏項目執筆「江談抄」(『日本短篇物語集事典』東京美術·改訂
- ナシーとある。 一九八一)、二一四頁の「玄賓」部分の校異に「粘・近・伊・寂・雲・田の 堀部正二氏編著・片桐洋一氏補『校異和漢朗詠集』(大学堂書店・
- ⑩ 新日本古典文学大系『袋草紙』(岩波書店・一九九五)、一五四頁。
- 豆木紀人氏校注『方丈記 発心集』(新潮社・一九七六)、四六~四七
- 』『日本古典文学大辞典』(岩波書店・簡約版一九八六)、「三輪」の項。

- ⑤ 注⑥の『古本系江談抄注解』(武蔵野書院・一九七八)、二七二頁。

- ☞ 『大和名所図会』(歴史図書社・一九七一)、三四八~三四九頁。
- 》 注⑰の『大和名所図会』、三四四~三四五頁。
- ⑩ 注⑰の『大和名所図会』、三三四頁。

- 翻刻文も参照していることがわかる。
- 『大日本仏教全書』第一〇一冊、二四〇頁。
- 池上洵一氏校注『三国伝記(上)』(三弥井書店・一九七六)、二〇九頁。
- 『宝物集 閑居友 比良山古人霊託』三六五頁、『古今著聞集』は岩波日本『大日本仏教全書一一一』五七頁、『閑居友』は岩波新日本古典文学大系『江談抄』は注⑥の『古本系江談抄注解』二七二頁、『僧綱補任裏書』は
- 中山和敬氏『大神神社〈改訂新版〉』(学生社・一九九九)、一六七頁。

古典文学大系『古今著聞集』一四〇頁。

- 注④の原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」。
- 》注④の原田信之「湯川寺縁起と玄賓僧都伝説」。
- 記して感謝申し上げる。〔付記〕調査にあたって、玄賓庵の金澤延真御住職に大変お世話になった。〔付記〕調査にあたって、玄賓庵の金澤延真御住職に大変お世話になった。②《磯城郡誌』(奈良県磯城郡役所・一九一五)、三一四~三一六頁。

(新見公立大学教授)